

広島県水道広域連合企業団管理規程第14号

広島県水道広域連合企業団職員等の旅費に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団職員等の旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公務のために旅行する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げる職員を除く。以下同じ。）の旅費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 企業団が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、特別の定めがない場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 出張 職員が公務のため旅行することをいう。

(2) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

(3) 帰住 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(4) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規程において「何級の職務」という場合には、広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第36号。以下「給与規程」という。）第2条第2項に規定する職務の級の分類の基準による当該級の職務及び給与規程の適用を受けない者について各任命権者が企業長に協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この規程において「何何地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
 - (2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
 - (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3箇月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族
- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で次の各号に掲げるものを旅費として支給することができる。
- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続きをとったにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行についてこの規程により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれこえることができない。
 - (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行についてこの規程により支給を受けることができた額の3分の1に相当する額の範囲内の額
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他企業長が別に定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に掲げる金額を旅費として支給することができる。ただし、その額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。
- (1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本項において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するためこの規程により支給することができる額
 - (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を

差し引いた額

(旅行命令)

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し若しくは取消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけすみやかに、当該旅行命令簿等を当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、別記様式による。ただし、電子計算機を利用して旅行命令等その他旅費の支給に関する一連の事務の処理を行うシステムを使用して行われた手続等については、この規程により行われたものとみなす。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令簿に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

4 旅行者が第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を添えてしなければならない。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
- 6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、当該移転のために当該移転先以外の場所で宿泊を要した場合に、実費相当額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 第22条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

（旅費の計算）

第7条 旅費は経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

- 2 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。
 - (1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者の運賃の算出の基礎となった路程
 - (2) 水路 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業を営む者の運賃の算出の基礎となった路程
 - (3) 陸路 実測その他信頼するに足る方法により計測又は企業長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程
- 3 前項第1号又は第2号の規定により路程を計算しがたい場合には、当該各号の規定にかかわらず、前項第3号の規定に準じて計算することができる。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、路程400キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数をこえることができない。

- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の1割、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 1日の旅行において旅行雑費又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料の額による。

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（鉄道賃）

第12条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金及び同項第3号に規定する特別車両料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道60キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道120キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

（船賃）

第13条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
 - (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
 - (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級の最上級の運賃による。

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第15条 車賃の額は、実費額による。ただし、職員が任命権者の承認を受けて自家用車により旅行する場合には、1キロメートルにつき35円とする。

- 2 前項ただし書に規定する車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅行雑費)

第16条 旅行雑費の額は、交通手段の区分に応じた別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、宿泊した場合の旅行雑費の額は、別表第一の公共交通機関を利用した場合の県外旅行の額とする。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第18条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第19条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額
 - (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
 - (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第20条 着後手当の額は、別表第1の旅行雑費のうち、公共交通機関を利用した場合の県外旅行の額の5日分の範囲内で赴任に伴う住所又は居所の移転のために移転先以外の場所で現に宿泊を要した日数分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分の範囲内で赴任に伴う住所又は居所の移転のために移転先以外の場所で現に宿泊を要した夜数分を考慮して任命権者が定める額による。

（扶養親族移転料）

第21条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年令に従い、次の各号に規定する額の合計額
 - ア 12才以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額
 - イ 12才未満6才以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額
 - ウ 6才未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6才未満の者を3人以上随伴するときは、2人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当

する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）をこえることができない。

- 2 前項第1号アからウまでの規定により鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。

（日額旅費）

第22条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、長期間の研修など、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が指定するものとし、その日額旅費の種類は、研修等日額旅費及び特別日額旅費とする。

- 2 研修等日額旅費は、職員が引き続き5日以上にわたる研修又は講習（以下「研修等」という。）を受けるため宿泊することを要する旅行をしたときに支給する。
- 3 研修等日額旅費の額及び当該旅費を支給する期間は、別表第3に定める額及び期間とする。ただし、研修等の開始される日に出発し、同日当該用務地に到着した場合におけるその日及び研修等に係る実地見学旅行（以下「実地見学旅行」という。）に出発した日の額は、同表に定める額にそれぞれその日の当該旅行（実地見学旅行にあっては、当該旅行の往復）に要する鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額を加算した額とする。
- 4 特別日額旅費は、職員が、第2項に定める旅行のほか、日額旅費を支給することが適当であると認められる旅行をしたときに支給するものとし、当該旅行並びにその額及び支給条件は、各機関の長が企業長に協議して定めるものとする。
- 5 日額旅費の支給方法は、第6条第1項に規定する旅費の支給方法の例による。
- 6 前各項に規定する日額旅費の額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの規程で定める基準をこえることができない。

（退職者等の旅費）

第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職者となった場合には、次に規定する旅費
 - ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費
 - イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3箇月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

- (2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費
(遺族の旅費)

第24条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項の規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第21条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(外国旅行の旅費)

第25条 外国旅行については、国家公務員の外国旅費（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第6条第12項に規定する支度料を除く。）の例に準じて任命権者が定める額を旅費として支給する。

(旅費の調整)

第26条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの規程による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整することができる。

- (1) 職員の職務の級が遡って変更された場合においては、当該職員が既に行った旅行の旅費額の増減を行わない。

- (2) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行した場合には、無料となった分の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を支給しない。

- (3) 用務の性質又は緩急の度合により急行料金若しくは特別車両料金又は所定の等級に応ずる旅客運賃若しくは特別船室料金を支給する必要がないと認められる場合には、その急行料金若しくは特別車両料金又は等級に応ずる旅客運賃若しくは特別船室料金を支給しない。

- (4) 職員が、旅行中の公傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する療養補償若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に規定する療養の給付又はこれらに準ずる補償若しくは給付を受ける場合には、当該療養中の宿泊料の2分の1に相当する額を支給しない。
- (5) 赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じた別表第2の移転料を支給する。ただし、路程が30キロメートル未満の場合には、別表第2の路程50キロメートル未満の場合に掲げる額の10分の8に相当する額の移転料を支給する。
- (6) 依頼、招へい等により企業団の経費以外の経費からその費用が支給されることとなっている旅行又は旅費以外の企業団の経費から旅費に相当する経費が支給される旅行にあつては、正規の旅費額のうち企業団の経費以外の経費又は旅費以外の企業団の経費から支給されるその費用に相当する額は、これを支給しない。
- (7) 前各号に規定するもののほか、旅行における特別な事情又は旅行の性質等によりこの規程による旅費を支給する必要がない場合には、その実情に応じ、減額した旅費を支給する。

（旅費の特例）

第27条 任命権者は、職員について労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規程による旅費の支給ができないとき、又は支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（委任）

第28条 この規程の実施に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第16条―第18条、第20条関係）

旅行雑費、宿泊料及び食卓料

区分	旅行雑費（1日につき）		宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）
			甲地方	乙地方	
公共交通機関を利用した場合	同一地域内旅行		13,100円	11,800円	2,600円
	県内旅行（同一地域内旅行を除く。）	350円			
	県外旅行	650円			
公用の交通機関を利用した場合	行程40キロメートル未満				
	行程40キロメートル以上100キロ	350円			

	メートル未満				
	行程100キロメートル以上	650円			

備考

- (1) 旅行雑費の欄中「同一地域内旅行」とは、すべての目的地が、在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所をいう。以下同じ。）の存する同一地域内にある旅行を、「県内旅行」とは、すべての目的地が、在勤庁の存する都道府県の区域内にある旅行を、「県外旅行」とは、県内旅行以外の旅行（外国旅行を除く。）をいう。
- (2) 宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第1の(1)備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第2（第19条関係）

移転料

区分	路程50キロメートル未満	路程50キロメートル以上 100キロメートル未満	路程100キロメートル以上 300キロメートル未満	路程300キロメートル以上 500キロメートル未満	路程500キロメートル以上 1,000キロメートル未満	路程1,000キロメートル以上 1,500キロメートル未満	路程1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満	路程2,000キロメートル以上
5級以上の職務にある者	126,000円	163,000円	225,000円	269,000円	381,000円	483,000円	583,000円	651,000円
4級以下の職務にある者	107,000円	138,000円	192,000円	228,000円	323,000円	410,000円	495,000円	553,000円

別表第3（第22条関係）

研修等日額旅費の額及び支給期間

日額	支給期間
9,250円。ただし、研修等を受けるため特定の宿泊施設に宿泊する必要がある場合（研修機関が有する専用の宿泊施設の利用が可能な場合を含む。）においては、その宿泊料実費相当額（当該額が第17条に定める額を超える場合にあっては、同条に定める額）に460円を加算した額	当該用務地に到着した日の翌日（研修等の開始される日に当該用務地に到着した場合にあっては、その日）から帰庁のため当該用務地を出発した日の前日までの期間について支給する。ただし、宿泊場所が指定された場合において、研修の終了した日以後に当該施設の都合により宿泊できない場合は当該日を除いた期間とする。

別記様式（第4条関係）

旅 行 命 令 （ 依 頼 ） 簿

決 裁											
命令 番号	第	号	職名			職務の 級			氏名		
用 務						用 務 地					
期 間	月 日から 日 夜 月 日 まで					備 考					
支出費目			概算	月 日				円	出 勤 簿 整 理 済		
			精算	月 日							

- 備考1 決裁の項については、必要に応じて適宜区分するものとする。
- 2 この様式により難い事情がある場合は、あらかじめ企業長の承認を得て定める様式とすることができる。